

田村克也 市長様



2026年5月20日

三田市民病院まもる会

代表

住所 三田市武庫が丘

連絡先

### 介護保険法の改悪を中止すること 要望

介護保険の大改悪法案が衆議院にかかっています。人口減少地域を対象に「特定地域サービス」を新設し、訪問介護など在宅サービスや特養ホームなど施設の人員配置基準が緩和されます。

改定案には、要介護1～要介護5の在宅介護サービスを「保険給付」から外し、自治体の事業（地域支援事業）に移すことが可能な仕組みも盛り込まれています。

人員配置基準は「規定なし」です。車いすや寝たきりの中・重度の人まで保険給付が受けられなくなる重大事態です。

中山間地や人口減少地域を対象に新設される「特定地域サービス」では、訪問介護など在宅サービスや特養ホームなど施設の人員配置基準が緩和されます。

現在は、訪問介護事業所の場合で、ホームヘルパーが常勤換算で2・5人以上配置しなければならないなどの基準がありますが、この基準が廃止になります。

どの市町村が「特定地域サービス」の対象になるかは、市町村の意向を踏まえ都道府県が決定するとしています。

さらに改定案には、要介護1～要介護5の在宅介護サービスを「保険給付」から外し、自治体の事業（地域支援事業）に移すことが可能な仕組みも盛り込まれています。

人員基準を緩和した「特定地域サービス」でもサービス提供が困難になった場合、在宅サービスを「保険給付」から外し、自治体が行う「事業」に移行させる仕組みをつくります。

財源は介護保険ですが、必要に応じて提供される保険給付ではないため事業費の枠内でのサービスに質も量も切り縮められます。人員配置基準は「規定なし」です。車いすや寝たきりの中・重度の人まで保険給付が受けられなくなる重大事態です。

今後問題になるのは中山間地以外の『人口減少地域』です。都市の周辺部を含め、広範な自治体で今後人口減少が進むことが予想され、基準緩和された定額払いのサービスが広がる可能性があります。

『人口減少』を隠れみのにしたサービスの切り下げで、介護保険制度が根本から変わってしまうと危惧します。

### 要望事項

(1) 「特定地域」を創設し事業所の介護職員を減らすのではなく、必要な介護職員を確保するための施策を行ってください

(2) どの地域に住んでいても、どんな場所で暮らしていても、公平・平等な給付を維持するための制度を維持してください

(3) 政府と国会にむけて国民の生活の実態をふまえない介護保険制度大改悪の中止を求めてください。